

令和元年度第1回東大阪市みどりの基本計画審議会

議 案 書

日時 令和元年11月11日(月) 午前10時

場所 東大阪市本庁舎 18階会議室

議案第1号 東大阪市みどりの基本計画の改定の方針について（諮問）・・・ P. 1

議案第2号 東大阪市みどりの基本計画の改定の基本的事項について（諮問）・・・ P. 2

議案第1号 東大阪市みどりの基本計画の改定の方針について（諮問）

○計画の改定方針について

- ① 緑地の保全、緑化の推進に関する法及びこれに係る制度の変化を反映する計画とする。
- ② 令和3年4月公表予定の新総合計画の基本構想に即する計画とする。
- ③ 現行計画の成果と課題を検証し、より効果を発揮する実施計画とする。

議案第2号 東大阪市みどりの基本計画の改定の基本的事項について（諮問）

1. 改定計画の対象区域

都市計画区域6,181ha（市内全域）とする

（ただし、近郊緑地保全区域については、大部分が市街化調整区域に存し、施策を実施しても市街地の緑地の増加につながらないことから、施策の対象区域から除外する。）

2. 改定計画の期間

期間については、上位計画の都市計画マスタープランや新総合計画と同じ2030年度を目標年次とする。



3. 改定計画の基本目標

改定計画の基本目標は、令和3年4月公表予定の新総合計画の基本構想に即する必要があることから、新総合計画の基本構想においてめざす将来都市像とする。

4. 改定計画の基本方針

水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します

改定計画の基本方針は、都市計画マスタープランに適合する必要があることから、都市計画マスタープランにおいて都市づくりの基本方針である「水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します」とする。